

妊婦のための支援給付に関するQ&A【面談編】

R7.9.12作成

番号	項目	質問	回答
1	申請の流れ	面談後から妊婦のための支援給付申請までの流れを教えてください。	面談終了後の流れ 【妊娠期】 （１）妊娠届出時、妊婦本人の来所面談後にその場で電子申請用二次元コードをお渡しします。 （２）妊娠届出時、代理申請及び郵送での申請の場合は妊婦本人との来所面談かオンライン面談後に申請となります。来所面談の場合はその場で電子申請用二次元コードをお渡しします。オンライン面談の場合は面談後に現住所に電子申請用二次元コードを送付します。 ※ただし、（１）（２）いずれも、胎児の心拍が確認されていない場合は、確認ができてからのお渡しとなりますので、確認できましたら吹田市すこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）までご連絡下さい。 【出産後】 （１）助産師の訪問での面談の場合は、面談後にその場で電子申請用二次元コードをお渡しします。 （２）来所面談の場合は、面談後にその場で電子申請用二次元コードをお渡しします。 （３）オンライン面談の場合は面談後に、現住所に電子申請用二次元コードを送付します。 ※面談を実施しなくても、妊婦のための支援給付の申請は可能です。面談を希望されない場合は吹田市すこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）までご連絡ください。
2	面談予約	妊婦のための支援給付申請をするための面談の予約方法を教えてください。	ホームページに（妊婦のための支援給付）面談の申込みについて記載しています。
3	面談案内	面談の案内は届きますか。	面談のご案内は書面では実施しておりません。ホームページを確認して妊娠期及び出産後の面談を予約してください。
4	面談期日	面談の期日はありますか。	【１回目申請】 妊娠中。 ※代理人の方が母子健康手帳の交付を受けた場合は、後日妊婦本人の来所またはオンライン面談（完全予約制）をお願いしています。面談はおおむね妊娠１６週ごろまでに実施できるように吹田市電子申込システムで予約してください。 【２回目申請】 出産後、児が４か月になる頃までをお願いします。 ※期限を過ぎた場合はご連絡ください。
5	妊娠後期面談	妊娠後期に相談希望の場合はどうなりますか。	妊娠30週頃に吹田市公式LINEから妊娠後期アンケートをご案内しますので回答してください。母子健康手帳別冊（妊婦健診受診券）にも妊娠後期アンケート回答用二次元コードがついています。妊娠後期アンケートで相談希望の有無について回答いただけます。回答後、担当者から連絡させていただきます。
6	面談	オンライン面談（郵送による母子手帳交付）希望の場合は事前に準備しておくことはありますか。	オンライン面談（郵送による母子手帳交付）をご希望の場合は申請に必要な書類を郵送いただき、郵送後４日目以降の日程で電子申込システムで予約してください。 申請に必要な書類等はホームページ（【予約制】来所・オンライン面談 予約申込）をご参照ください。